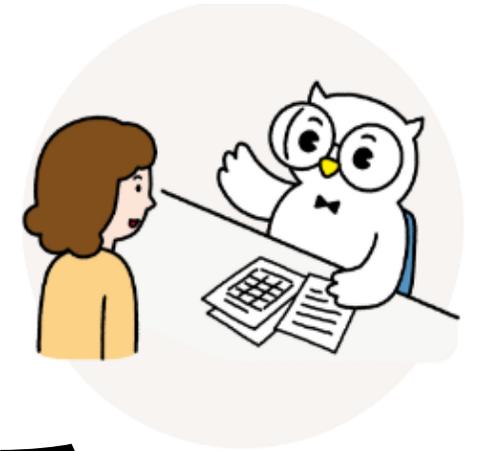
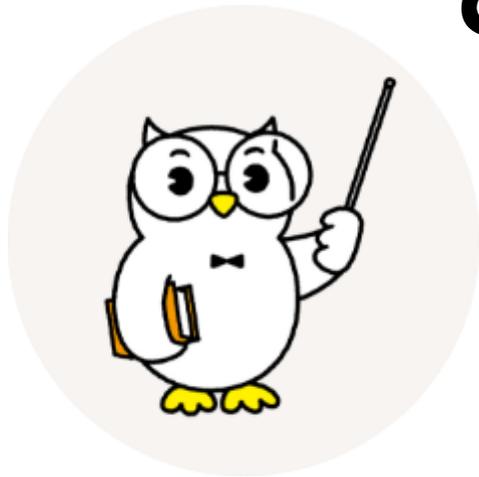


税	理	士	は	
中	小	企	業	支
主	役	で	す	援

の



税理士会による中小企業支援 と金融機関等との連携について



令和7年2月12日
日本税理士会連合会

日本税理士会連合会及び税理士会の紹介

全国に存在する税理士と税理士会

日本税理士会連合会（日税連）は、税理士法に基づき設立された特別民間法人で、原則として各国税局・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には3つの税理士会、名古屋国税局には2つの税理士会があります）によって組織されています。

税理士登録者数は令和7年1月末日現在、81,555人に及びます。



税理士会	登録者数
東京税理士会	24,420
東京地方税理士会	5,107
千葉県税理士会	2,577
関東信越税理士会	7,656
近畿税理士会	15,452
北海道税理士会	1,879
東北税理士会	2,517
名古屋税理士会	4,845
東海税理士会	4,328
北陸税理士会	1,475
中国税理士会	3,245
四国税理士会	1,663
九州北部税理士会	3,563
南九州税理士会	2,317
沖縄税理士会	511
合計	81,555

(令和7年1月末日時点、日本税理士会連合会HPより抜粋)

地域金融機関等と税理士会との相互協力の必要性



- ・地域金融機関等と顧問税理士との交流を通して、地域事業者等における経営状況の把握が必須
- ・中小企業の経営をより効果的に改善していくには、資金面でサポートする金融機関、会計及び経営支援を担う税理士の連携が必須
- ・相互理解を深め、中小企業の問題点の情報共有を図ることが重要

【金融機関と税理士会との意見交換の目的等】



- ◆ 目的：より効果的な中小企業の支援を行うにあたって、金融機関、税理士の意思疎通を図ること
- ◆ 協議事項：（例）中小企業の経営課題に係る情報共有、経営計画の策定、中小企業の会計の適正化に向けた方策等

◆ 期待される成果

- ・経営計画策定（事業計画書作成等）のノウハウの共有
- ・金融機関、税理士が行う中小企業支援の相互理解
- ・チェックリスト等を活用した融資商品の開発（中小会計要領・指針、会計参与の関係性の理解）
- ・税理士の派遣を伴う業務提携
- ・中小企業の収益力改善 等

金融機関等と連携し中小企業支援を実施

東京税理士会

日本政策金融公庫との共催による創業支援セミナーを実施している他、都内の信用金庫等と「地域中小企業等に対する支援に関する覚書」を締結している。

東京地方税理士会

日本政策金融公庫と連携し、中小企業・小規模事業者への情報提供、地域における経済情報・経済動向等に関する情報交換等を行っている。また、かながわ信用金庫との「業務提携に関する基本協定書」に基づき、同金庫との共催により中小企業支援のためのビジネスマッチング商談会を開催している。

近畿税理士会

日本政策金融公庫と「中小企業等支援に関する覚書」を締結し、創業分野における連携支援スキームを構築のうえ、創業支援セミナーを開催している他、地域金融機関・近畿経済産業局・地方公共団体・よろず支援拠点等の担当者に、当会主催の研修会に出講いただいている。

北海道税理士会

日本政策金融公庫との共催による創業支援者セミナーを実施している他、日本政策金融公庫・北海道信用金庫協会・北洋銀行・北海道銀行と業務提携を結んでいる。



創業支援セミナーの様相(近畿税理士会提供)

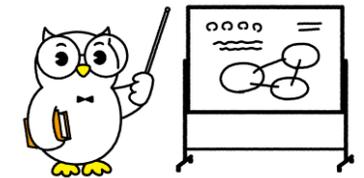
税理士会と金融機関等との連携について（2）

中国税理士会

日本政策金融公庫と中小企業等支援に関する協定を締結し、地域経済及び中小企業等の動向等に関する情報交換を行っている。

東北税理士会

福島県支部連合会が「オールふくしま中小企業事業者支援事業」での協力を行っている。本事業は福島県内の金融機関・弁護士・公認会計士・中小企業診断士・福島県信用保証協会・商工会議所・東日本支援機構・税理士会等、認定支援機関に係る県内全ての機関が加盟している。



名古屋税理士会・東海税理士会

東海財務局と連携強化を行い、地域の事業者がビジネスモデルの再構築や財務基盤の改善等に取り組めるよう、税理士が事業者に寄り添い支援を行うことの重要性や地域金融機関との連携・協働が有用であるとの認識を共有し、これを推進することで合意している。

沖縄税理士会

「沖縄土業ネットワーク協議会」に参画している。本協議会は、県内の10土業で構成する任意の組織であり、土業間の情報連携や「よろず相談会」を実施している。また、沖縄県事業承継・引継ぎセンターが主宰する沖縄事業承継ネットワークに参画している。

覚書の締結について

東京税理士会

中小企業者の活動を支援することを目的として、東京信用保証協会と「中小企業支援等の協力に関する覚書」を締結している。当該覚書に基づき、同協会の保証先である中小企業の経営相談・支援等のため、税理士を派遣している。

近畿税理士会

「中小企業支援の連携に関する覚書」を締結し、融資商品の開発を行っている。

東北税理士会

青森県支部連合会が次の①～⑥の内容について「中小企業支援等に関する覚書」を締結している。①金融相談対応、②保証商品の開発、③保証商品等の情報提供、④定期的な情報交換、⑤相互の研修、セミナー等への講師派遣、⑥事業承継に係る相談対応。

九州北部税理士会

「中小企業支援の連携に関する覚書」を締結し、現在は年1回の協議会及び連携して開発した商品の更新を行っている。

南九州税理士会

宮崎県連合会が業務連携・協力に関する覚書を締結している。



金融商品等の開発について

近畿税理士会

「たんけいネクスト」（和歌山県信用保証協会との連携商品）

「短期継続融資保証（税理士連携枠）」（滋賀県信用保証協会との連携商品）

名古屋税理士会

税理士連携短期継続特別保証(岐阜県信用保証協会との連携保障制度)

税理士連携中小企業支援特別保証 (")

北陸税理士会

税理士連携短期継続保証（富山・石川・福井各県の信用保証協会との連携で創設）

(令和2年4月に限度額を5千万にアップ)

九州北部税理士会

税理士連携保障「TAG」の更新（福岡・佐賀・長崎各県の信用保証協会との連携で創設）

南九州税理士会

「継続型短期サポート保証」の「税理士等連携型」（通称：短サポ）



金融商品等に係る各種チラシ

九州北部税理士会と福岡・佐賀・長崎の信用保証協会が連携

3県統一保証 **税理士連携保証 TAG**

好評につき 2025年3月末まで 期間延長

決算期ごとの借換で最長5年間の安定した資金運用が可能です。
毎月の返済負担が無く、資金繰りに余裕が持てます！
顧問税理士・金融機関・信用保証協会が連携して経営をバックアップします。

融資までの流れ

顧問税理士に相談 → 金融機関へ融資申込 (顧問税理士の「推薦書」が必要) → 金融機関から信用保証協会へ保証依頼 → 融資実行

※金融機関・信用保証協会の審査があります。詳しくは中面をご覧ください▶

福岡県信用保証協会 SAGA GUARANTEE 佐賀県信用保証協会 NAGASAKI GUARANTEE 長崎県信用保証協会

令和2年4月より限度額を拡充!

北陸税理士会と北陸三県の信用保証協会が連携
富山・石川・福井 北陸三県統一保証制度

税理士連携短期継続保証

- 最長5年間、決算期ごとに借換(継続)が可能
- 毎月の返済負担が無く、資金繰りの安定が図られます
- 顧問税理士・金融機関・信用保証協会が連携して中小企業のみなさまの成長をサポートします

限度額拡充 5,000万円!

お申込手順

顧問税理士に相談 → 金融機関へ融資申込 (顧問税理士の「推薦書」が必要) → 金融機関を通じて信用保証協会へ保証申込 → 融資実行

保証制度の詳細は裏面をご覧ください▶

富山県信用保証協会 石川県信用保証協会 福井県信用保証協会

顧問税理士と連携して、**長期的**な資金繰りの安定をサポート!

税理士連携短期継続保証 税理士短続

5年間の財務基盤の強化等の取組により、**資本の増強**が図られます!

導入時	5年後	税理士短続借換後
資産	資産	資産
負債	負債	負債
税理士短続	税理士短続	
資本	資本	資本

税理士による会計指導を通じた財務基盤の強化等

資本の増強

対象となるかた	次のすべての要件を満たす会社または医療法人 ① 取扱金融機関との与信取引が1年以上あるかた ② 税理士等*が月次管理を行い、税理士等から「税理士連携短期継続保証(税理士短続)」に係る推薦書兼決算概要報告書の提出があるかた ③ 直近決算において経常利益を計上しており、債務超過でないかた ④ 返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資残高がないかた		
融資限度額・資金使用	3,000万円 / 運転資金	保証期間	1年以内 * 結期は、税務署への確定決算の申告期限から原則3か月以内とし、最大4回まで借換が可能
貸付方法・返済方法	一括返済 / 手形貸付	貸付利率	通常の場合 金融機関所定 愛知県融資制度(一部*)を兼ねる場合 年1.3%以内(固定)
保証料率	中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の詳細結果に基づき、次のいずれかの保証料率となります。(単位:年率%)		
	保証料率	利率区分	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	通常の場合		1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45
	税理士等が認定支援機関の場合		1.80 1.65 1.45 1.25 1.05 0.90 0.70 0.50 0.35
	愛知県融資制度(一部*)を兼ねる場合		1.83 1.67 1.49 1.33 1.12 0.91 0.74 0.57 0.40
	税理士等が認定支援機関の場合		1.80 1.65 1.45 1.25 1.05 0.90 0.70 0.50 0.35
	(注) 会計参与を設置している会社または有担保の場合は、保証料率を上記保証料率から0.10%削り引きます。		
担保	原則として、不要です。	連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者以外は不要です。
必要書類	税理士連携短期継続保証(税理士短続)に係る推薦書兼決算概要報告書...その他申込みに必要な書類		
借換(継続)のイメージ	<p>5年後の対応</p> <p>原則一括返済ですが、本保証を利用した借換を希望し、「対象となるかた」に記述の要件を満たす場合は、引き続き本保証で借換することができます。</p> <p>5年経過後のお客様の希望や状況に応じて、ご継続に応じます。</p> <p>借換1回目 借換2回目 借換3回目 借換4回目</p>		

※ 本協会と提携を結んだ税理士会に所属する税理士または税理士法人をいいます。
(注1) 愛知県融資制度(一部*)を兼ねることはできませんのでご注意ください。
(注2) 申込みは金融機関からとなります。金融機関および本協会の審査によりご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

中小企業のベストパートナー AICHI GUARANTEE 愛知県信用保証協会

本 店 / 〒453-8558 名古屋市中村区柳町7番9号 ☎ 0120-454-754
西三河支店 / 〒444-8612 岡崎市上明大寺町2丁目13番地 ☎ 0564-25-2430
東三河支店 / 〒440-0076 豊橋市大橋通2丁目125番地 ☎ 0532-57-5611

金融懇話会の開催について（1）

各税理士会では、日本政策金融公庫・地方銀行・信用保証協会等の金融機関との金融懇話会が定期的に行われています。金融懇話会では、地域事情に応じて、税理士会と金融機関の連携や、事業者支援に向けた金融面での戦略等をテーマに意見交換が行われています。

事業者にとって、経営相談等を最も身近に行うことができる存在は税理士であり、金融機関にとっても税理士からの意見は非常に有用であると思われるため、税理士会と金融機関が一体となって事業者支援に取り組むことが重要です。



金融機関との積極的な対話が行われている金融懇話会(北海道税理士会提供)

金融懇話会の開催について（２）

【複数の金融機関と開催】

東京税理士会

支部を８つのブロックに分け、各ブロックにより開催

○意見交換のテーマ

「事業承継時の融資及び保証に関する協議・意見交換」、「創業時の融資及び保証に関する協議・意見交換」等

名古屋税理士会

支部・支部連合会にて開催

○意見交換のテーマ

「事業者支援に向けた金融面における戦略」、「中小企業支援のための金融機関と税理士の連携について」等

【単独の金融機関と開催】

東北税理士会

東北税理士会・支部・支部連合会にて開催

○意見交換のテーマ

「事業承継支援について」、「創業支援について」、「再生支援について」等

【日本政策金融公庫と開催】

関東信越税理士会

関東信越税理士会・支部・支部連合会にて開催

○意見交換のテーマ

「日本政策金融公庫の取り組みについて」、「連携状況について」等